

無料低額宿泊所の届出等に係る事務取扱要領

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

第1 目的

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（以下「宿泊所事業」という。）に関し、法第68条の2、第68条の3及び第68条の4に規定する届出受理の基準として定める。

第2 定義

この要領における用語の定義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月24日条例第58号。以下「条例」という。）に定めるところによる。

第3 事業開始の届出

- 1 事業開始の届出は、社会福祉法施行細則（昭和27年愛知県規則第2号。以下「細則」という。）の定めるところにより、市町村又は社会福祉法人にあっては事業開始の日から1月以内に、これら以外の者は、事業開始前に第2種社会福祉事業開始届（細則様式第1号）を、施設所在地の福祉相談センターを經由して愛知県知事（以下「知事」という。）に提出して行わなければならない。
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）で3ヶ月以内に発行のもの
 - (3) 届出年度前3年度分の事業報告及び決算書
 - (4) 収支予算書及び事業計画書
 - (5) 法人の役員等名簿（様式第2号）
 - (6) 代表者誓約書（様式第3号）
 - (7) 設置者、施設管理者（施設長）、実務を担当する幹部職員の経歴書（様式第4号）
 - (8) 建物その他の設備の規模、構造、各居室等の床面積（㎡単位で、壁芯面積か内法面積かを明示すること。）を記載した平面図及び配置図
 - (9) 居室面積・使用料（家賃）一覧表（様式第5号）
 - (10) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類（登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等）
 - (11) 入所者に対する処遇に関する項目（様式第6号）
 - (12) 運営規程
 - (13) 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
 - (14) 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）及び重要事項説明書（サービス利用単価を契約書に記載しない場合は、料金明細等）
 - (15) 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
 - (16) 法人又は施設管理者に事故があるときの処置方法

(17) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第 1 項の規定による開始の届出を受理したときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

第 4 事業変更の届出

1 事業変更の届出は、細則の定めるところにより、市町村又は社会福祉法人にあっては変更の日から 1 月以内に、これら以外の者は、前条第 2 項第 1 号から第 7 号に掲げる事項を変更しようとする時は変更の日から 1 月以内に、第 8 号から第 16 号に掲げる事項を変更しようとする時は、あらかじめ事業開始前に施設所在地の福祉相談センターを経由して知事に対して行わなければならない。

2 前項の規定による届出は第 2 種社会福祉事業変更届（細則様式第 2 号）によるものとし、当該変更内容に係る変更後の状況を明記した書類を添付しなければならない。

第 5 事業廃止、休止及び再開の届出

1 事業廃止の届出は、細則の定めるところにより、廃止の日から 1 月以内に、第 2 種社会福祉事業廃止届（細則様式第 3 号）により知事に対して行わなければならない。

2 事業休止の届出は、第 2 種社会福祉事業休止届（様式第 1-1 号）により、市町村又は社会福祉法人にあっては休止の日から 1 月以内に、これら以外の者は、事業休止前に知事に対して行わなければならない。

3 前項の規定により事業を休止した者が事業を再開するときは、第 2 種社会福祉事業再開届（様式第 1-2 号）により、市町村又は社会福祉法人にあっては再開の日から 1 月以内に、これら以外の者は、事業再開前に知事に対して行わなければならない。

4 前項の届出にあたっては、その休止の理由となった事項が改善されたことがわかる書類を添付しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までの届出は、施設所在地の福祉相談センターを経由しなければならない。

第 6 基準の遵守及び報告

1 無料低額宿泊所の職員、設置者及び無料低額宿泊所の運営に携わる者は、法第 68 条の 5 第 3 項の規定に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 設置者は、細則に定めるもののほか、次に掲げる事項について、施設所在地の福祉相談センターを経由して知事に報告又は提供しなければならない。

(1) 施設ごとに毎月の入退所状況及び退所理由の内訳を、入退所状況報告書（様式第 7 号）及び退所状況内訳報告書（様式第 8 号）により翌月 10 日までに報告すること。

(2) 苦情処理機関による苦情解決の状況について、苦情処理状況報告書（様式第 9 号）により、四半期ごとに報告すること。

(3) 事故等が生じた場合は、事故報告書（様式第 10 号）により速やかに報告すること。

(4) その他知事が法の目的達成のために報告を求める事項について、速やかに報告すること。

第7 事業の事前調整

- 1 施設を開設しようとするときは、県地域福祉課に対し事前相談を行わなければならない。
- 2 県地域福祉課への事前相談後、速やかに施設所在地の福祉事務所に対し、施設開設の趣旨、設備及び運営等について説明を行うとともに、利用の方法等について協議しなければならない。
- 3 福祉事務所への事前説明後、施設設置について、施設所在地の市町村及び近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。

利用の方法等

- ・入所してからの退所に向けた支援や意見交換の方法、利用できる他福祉サービスの活用方法
- ・入居の際の手続き（電話、本人との面談などの手順）

第8 その他設置者の責務等

- 1 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支計算書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めなければならない。
- 2 設置者は、知事が社会福祉法第70条に基づき必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させる場合には、誠実に応じなければならない。
- 3 設置者が、社会福祉法第69条第2項の規定に違反し、同法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは入居者の処遇につき不当な行為をしたときは、知事は、同法第72条の規定に基づき、事業の制限若しくは停止を命じることができる。
- 4 設置者が、次に掲げる事項に該当する場合は、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、宿泊所を経営することの制限又は停止を命じられる場合がある。（社会福祉法第72条第1項関係）
 - (1) 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払を求めているとき。
 - (2) 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき。
 - (3) その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 条例に規定する事項に違反したと認められる事実を発見した場合。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。